

長野県登録研修機関登録基準

平成 25 年（2013 年）2 月 5 日
平成 27 年（2015 年）3 月 13 日
令和 4 年（2022 年）4 月 1 日 改正
長野県健康福祉部障害者支援課
長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室

第 1 趣旨

この基準は、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）（以下「法」という。）」、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）」、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）（以下「省令」という。）」及び「長野県喀痰吸引等業務の登録申請等実施要綱（平成 24 年 3 月 6 日付け 23 健長介第 557 号、23 障第 626 号）」（以下「関係法令」という。）に規定する登録研修機関の登録をするにあたり、県内の研修受講希望者が、公平かつ質の高い研修を受講できるようにするため、関係法令に定めのあることのほか、必要な事項を定める。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「登録研修機関」とは、法附則第 11 条第 2 項に定める登録研修機関をいう。
- (2) 「第一号研修」とは、省令附則第 4 条に定める研修をいう。
- (3) 「第二号研修」とは、省令附則第 4 条に定める研修をいう。
- (4) 「第三号研修」とは、省令附則第 4 条に定める研修をいう。
- (5) 「基本研修（講義）」とは、省令附則第 13 条第 1 号のイ(1)及び同条ロ(1)の講義、並びに同条ハ(1)における基本研修のうちの別表第 3 第 1 号の「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」、「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者当の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」をいう。
- (6) 「基本研修（演習）」とは、省令附則第 13 条第 1 号のイ(2)、同条ロ(2)の演習、並びに同条ハ(1)における基本研修のうちの別表第 3 第 1 号の「喀痰吸引等に関する演習」をいう。
- (7) 「業務規程」とは、法附則第 19 条に定める規程をいう。
- (8) 「経理的基礎」とは、省令附則第 11 条第 2 項第 3 号に定める基準をいう。
- (9) 「実地研修」とは、省令附則第 13 条第 1 号のイ(3)、同条ロ(3)及び同条ハ(2)の実地研修をいい、実地研修を実施するにあたって対象となる協力者を「実地研修協力者」といい、実地研修協力者が利用している施設又は事業所を「実地研修施設」という。

第 3 登録基準

登録研修機関は、次に掲げる基準を満たして研修を実施すること。

1 講師数等

(1) 第一号研修又は第二号研修

ア 基本研修（講義）の実施にあたっては、複数の講師による指導ができる体制を確保すること。

イ 基本研修（演習）の実施にあたっては、1 グループあたり 6 人以下のグループを編成し、各グループに 1 人以上の講師を配置できる講師数を確保していること。

ウ 基本研修は、講師が対面する方式で実施するものとし、自習又はビデオ方式のみでの研修は認めない。

(2) 第三号研修

- ア 基本研修（講義）及び基本研修（演習）の実施にあたっては、必要数の講師を確保すること。
- イ 基本研修（演習）及び実地研修の実施にあたっては、実地研修協力者が特定されるため、当該実地研修協力者の心身の状況等に熟知している医師、看護師又は保健師が指導にあたること。
- ウ 基本研修は、講師が対面する方式で実施するものとし、自習又はビデオ方式のみでの研修は認めない。

2 備品等

基本研修（演習）の実施にあたっては、次に掲げる備品等を整備し、実施すること。

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用機材一式	適当数	第三号研修は除く
人体解剖模型	適当数	人体解剖がわかる模型（半身でも可）
介護用ベッド（演習用）	適当数	

3 受講対象者

研修受講者の定員は、業務規程に定めた定員を遵守し、定員を増加又は減少する場合は、あらかじめ業務規程の変更の届出を行うこと。

なお、申込み多数の場合であって、研修実施体制に影響がない範囲においては、定員の1割未満を限度に定員数を超えて受講を決定することができる。

(1) 第一号研修又は第二号研修

研修受講者のうち概ね2割以上の受講者を、登録研修機関の設置法人又は当該法人と特別な関係にある法人に所属していない者とする。

(2) 第三号研修

特定の者を対象として実施することが想定されるため、具体的に実地研修協力者へ介護等のサービスを提供している又はサービスの提供を予定している者を研修受講者とする。

4 受講者募集等

(1) 研修受講者の募集にあたっては、登録研修機関のホームページへの掲載、近隣の施設及び事業所への通知、事業所内での掲示等により広く周知を図ること。

なお、第一号研修又は第二号研修を実施する登録研修機関は、介護保険関係団体及び障害福祉関係団体に必ず周知すること。

(2) 研修受講希望者が研修開催について、情報を入手できる方法について、業務規程に記載すること。

(3) 業務規程は、研修受講希望者等の求めがあった場合は、適宜提示及び説明を行うこと。

5 受講決定

(1) 第一号研修又は第二号研修

研修受講者の選定方法について、定員を超える申込みがあった場合の選考方法等について、業務規程に規定すること。

なお、選定にあたっては、研修受講希望者が公平に受講できるよう配慮すること。

(2) 第三号研修

実地研修協力者及び研修受講希望者の研修受講に関する意向を配慮し、受講決定を行うこと。

6 研修会場

基本研修の研修会場は、県内とすること。また、公共交通機関の利用や駐車場の確保等の環境の利便性に配慮すること。

7 実地研修実施機関（第一号研修又は第二号研修のみ）

(1) 登録研修機関が実地研修を委託して実施する場合は、県内に所在する特別養護老人ホーム若しくは介護老人保健施設と協力に関する契約締結を行うなどにより、複数の実地研修施設を確保していること。

(2) 研修受講者自らが所属する施設又は事業所で実地研修を行うことができない場合も、実地研修を受講できるよう配慮すること。

8 安全対策

実地研修の実施にあたっては、次に記載する以上の内容を含む安全対策等に係る事務規程（以下「規程」という。）を整備すること。

また、研修受講者自らが所属する施設又は事業所で実地研修を行う場合であっても、登録研修機関は、当該実地研修施設が、登録研修機関が定める規程を満たしていることを確認すること。

(1) 実地研修協力者の人数（第一号研修又は第二号研修のみ）

喀痰吸引及び経管栄養の実地研修協力者が複数いること。（少なくとも、喀痰吸引（口腔・鼻腔）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう）については、各々対象者が複数名いること。）

(2) 医師の指示等

実地研修の実施における書面による医師の指示があり、医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理体制が確保されていること。

(3) 協力者の同意

当該医学管理体制の下、実地研修協力者又は本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等から書面による同意を得ていること（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。）。

なお、第三号研修については、研修受講者名を書面に明記し、同意を得ること。

(4) 緊急時の対応

主治医への連絡、協力医療機関への連絡を行い、速やかに必要かつ適切な緊急処置を行うとともに、家族等の関係者、市町村、介護支援専門員等への連絡、登録研修機関（実地研修を委託する場合）への連絡体制をあらかじめ定めておくこと。

また、事故状況等について記録及び保存を行い、再発防止策を検討する体制を整備していること。

9 確実な研修の実施

出席状況、研修受講状況を確実に把握し、管理すること（実地研修を委託して実施する場合においても、実地研修機関に徹底させること）。

10 秘密保持

研修受講者、講師並びに研修の実施において知り得た実地研修協力者等の秘密の保持が規定されていること（関係者への周知徹底を含む）。

11 経理的基礎

- (1) 喀痰吸引等研修の経理が他の事業と区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書等の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 受講料は、事業収支を勘案し適当な額とするとともに、受講者に対し公平な取扱いとすること。

12 書類の整備

研修の実施状況を把握するため、次の各号の帳簿を作成し、業務規程で定めた期間保存すること。なお、第2号の喀痰吸引等研修修了者管理簿については、永年保存とすること。

- (1) 研修受講者の研修受講進捗状況等の管理簿
- (2) 喀痰吸引等研修修了者管理簿
- (3) 講師一覧及び講師履歴書
- (4) 実地研修施設及び実地研修施設責任者一覧

13 事務局体制

- (1) 研修を適正に運営するための設備を有し、かつ研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事務局が県内にあり、その事務局において当該研修事業の統括を行うこと。
- (2) 上記事務局には、講師を担当しない事務職員を、1人以上配置していること。